

沖縄県北部医療組合情報公開条例施行規則

令和5年4月1日規則第5号

沖縄県北部医療組合情報公開条例施行規則をここに公布する。

沖縄県北部医療組合情報公開条例施行規則

(条例第7条第2号ウの規則で定める職)

第1条 沖縄県北部医療組合情報公開条例（令和5年沖縄県北部医療組合条例第13号。以下「条例」という。）第7条第2号ウの規則で定める職は、警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項及び第55条第1項に規定する警察職員のうち、同法第62条に規定する警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職とする。

(条例第16条第1項の規則で定める事項)

第2条 条例第16条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

(条例第16条第2項の規則で定める事項)

第3条 条例第16条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前条各号に掲げる事項
- (2) 条例第16条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

(条例第17条の規則で定める方法)

第4条 条例第17条の規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、実施機関が適当と認める方法とする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取又は録音カセットテープに複写したものの交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴又はビデオカセットテープに複写したものの交付
- (3) 前2号に掲げるもの以外の電磁的記録 次に掲げる方法であって、実施機関がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができ

るように組み合わせられたものをいう。)により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を用紙に出力することができる場合は、A3版以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧又はその写しの交付

イ ア以外の電磁的記録は、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

ウ イの電磁的記録をフロッピーディスク、光ディスク、光磁気ディスクその他の記録媒体に複製したものの交付(ただし、複製が容易である場合に限る。)

(運用状況の公表)

第5条 条例第37条第2項の規定による条例の運用状況の公表は、沖縄県北部合同庁舎前の掲示場又は公衆の見やすい場所に掲示して行う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。